



外国人も厚生年金・健康保険に加入させていますか

外国人を雇用するとき、ありがちるのが社会保険への加入問題です。日本国内の適用事業所で働く労働者は、国籍にかかわらず、原則として厚生年金・健康保険に加入する義務がありますが、本人が加入したがらないなどの理由から手続きが進まないことがあります。こういう場合は制度をよく説明し、納得してもらう必要があります。

脱退一時金がある

将来、日本にいなければ年金がもらえないと思っている人がいますが、年金は海外でも受給できます。現在は、受給資格期間（被保険者であった期間など）が10年あれば老齢年金がもらえます。以前（25年）より非常に受給しやすくなりました。

また、短期で出国したときは一時金でもらえる場合があります。日本国籍をもたない人が厚生年金の被保険者資

格を喪失して日本を出国した場合、2年以内に脱退一時金を請求することができます。支給要件は次のとおりです。

- ① 厚生年金等の加入期間の合計が6カ月以上あること
- ② 日本国籍を有しないこと
- ③ 老齢厚生年金などの受給権を満たしていないこと

資格取得手続の違いは？

外国人の社会保険の手続きで特徴的なのが「ローマ字氏名届」です。外国人の名前はミドルネームの記載の有無や、「デビット」「デビット」などカタカナ表記にバラつきがあるといった事情から同一人物の判断が難しいため、

在留カードに記載されたアルファベットの氏名をそのまま登録します（新たに入国した人などマイナンバーと基礎年金番号が結びついていない人が対象）。

被扶養者の手続きにも注意が必要です。家族を本国に残してきた場合、これまで仕送り状況などにより被扶養者とすることもできましたが、現在国会に改正法案が提出されており、原則として国内に住所があることが要件になる見込みです（4ページ参照）。

脱退一時金の額

被保険者であった期間の平均標準報酬額^{*1} × 支給率^{*2}

被保険者期間	掛ける数
6月以上 12月末満	6
12月以上 18月末満	12
18月以上 24月末満	18
24月以上 30月末満	24
30月以上 36月末満	30
36月以上	36

*1 AとBの合算額を、被保険者期間全体の月数で除して得た額
A：平成15年4月より前の被保険者期間の標準報酬月額に1.3を乗じた額
B：平成15年4月以後の被保険者期間の標準報酬月額および標準賞与額を合算した額
*2 最終月の保険料率に2分の1を乗じ表の数を掛けたもの

労務ひとこと

4月から新設される「高度プロフェッショナル制度」に関する省令、指針、通達が3月25日に公表されました。

高度プロフェッショナル制度とは、高度な専門知識を持ち一定水準以上の年収を得る労働者について、労働時間規制の対象から除外する制度です。

対象業務は、アナリスト、金融商品の開発、金融商品のディーリン

グ、コンサルタント、研究開発の業務に限定。対象となり得る業務・なり得ない業務の例が指針に詳しく示されています。また、対象労働

ら、長時間労働による健康被害が心配されています。そのため、健康を確保するための様々な措置が義務付けられています。

さらにこれらの措置の実施状況を6カ月以内ごとに労働基準監督署長に報告する義務も定められています。

非常に厳しい内容となっているので導入する企業は少ないかもしれません、検討の際は適等によく目を通しておきましょう。

高度プロフェッショナル制度の省令等を公表

者の年収要件は「1,075万円」以上と示されました。

高度プロフェッショナル制度は労働時間の規制の対象外となることか